

公益社団法人日本地すべり学会 関東支部運営内規

第1章 総則

(目的)

第1条 この内規は、公益社団法人日本地すべり学会関東支部の運営を円滑に進めることを目的として定める。

2. 関東支部の運営は、公益社団法人日本地すべり学会定款、公益社団法人日本地すべり学会規則(以下「学会規則」という)、支部運営細則、土砂災害緊急調査細則、研究発表会実施細則及びこの運営内規に基づいて実施する。

第2章 支部役員

(支部役員)

第2条 関東支部に、学会規則の定める支部長、副支部長、支部監事のほか、運営委員、幹事長、副幹事長、幹事を置く(以下「役員」という)。

2. 役員の設定は下記のとおりとする。

| | |
|------|-------|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 1~2名 |
| 支部監事 | 2名 |
| 運営委員 | 5~20名 |
| 幹事長 | 1名 |
| 副幹事長 | 1~2名 |
| 幹事 | 5~20名 |

3. 副支部長を2名置く場合は、代行順位を付けるものとする。第1順位の副支部長は、支部長に事故あるときにその職務を代行する。

(職務・報酬)

第3条 運営委員は、支部の運営を協議する。

2. 幹事は支部の運営に関する実務を行い、幹事長はこれを総括する。副幹事長は幹事長を補佐する。

3. 役員は、無給とする。

(選任)

第4条 支部長、副支部長、支部監事は、運営委員会が支部に所属する正会員のうちから推薦し、支部総会において選任する。

2. 運営委員は、支部に所属する正会員のうちから支部長が委嘱する。

3. 幹事長、副幹事長、幹事は、原則として、支部に所属する正会員のうちから支部長が委嘱する。

(任期)

第5条 役員は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 支部長、副支部長、監事の任期の始期は、総会において選任された時とし、次期役員が総会において選任された時までとする。

3. 運営委員、幹事長、副幹事長、幹事の任期の始期は、支部長が委嘱した時とし、次期役員が委嘱される時までとする。

4. 役員が欠員となったときには、役員を選任することができるが、任期の終期は、欠けた役員の任期の終期と同じとする。

(解任)

第6条 役員が、次のいずれかに該当するに至ったときには、総会の決議によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

第3章 支部総会

(構成・議長)

第7条 支部総会は、支部に所属する正会員をもって構成する。

2. 支部総会の議長は、支部総会において、支部に所属する正会員(役員を除く)の中から選出する。

(決議事項)

第8条 支部総会は、支部に関する次の事項を決議する。

(1) 運営内規の変更、廃止

(2) 事業報告及び決算

(3) 会計および業務執行に関する支部監事の報告

(4) 支部長、副支部長、支部監事の選任又は解任

(5) 幹事長、副幹事長、運営委員、幹事の解任

(6) その他、支部総会で審議することが決議された事項

(定足数・議決)

第9条 総会は、支部に所属する正会員の1/5以上の出席がなければ開催することができない。

2. 総会の議事は、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3. 総会に出席できない正会員が、書面または電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した場合は、総会の定足数及び議決数に算入する。

4. 支部総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

5. 支部長は、支部監事から、その事由を付した文書により支部総会の開催を請求された場合は、速やかに支部総会の招集をおこなわなければならない。

第4章 運営委員会 (構成・招集・議長)

第10条 運営委員会は、支部長、副支部長、支部監事、運営委員のほか、幹事長、副幹事長をもって構成する。

2. 運営委員会の会議は、支部長が招集する。また、会議の議長は、支部長または副支部長がこれにあたる。

(決議事項)

第11条 運営委員会は、支部に関する次の事項を決議する。

- (1) 支部総会に付議するべき事項
- (2) 支部総会の決議事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 支部長、副支部長、支部監事の推薦
- (5) その他運営に関する事項

(議決)

第12条 運営委員会の議事は、決議について特別の利害関係を有する者を除く出席した運営委員会の構成員の過半数をもって決する。

2. 運営委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

3. 運営委員会は、支部運営細則第6条第3項および第4項に規定する会議を兼ねるものとする。

第5章 幹事会 (構成)

第13条 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって構成する。

2. 支部運営を円滑に行うため、幹事長の下に総務、会計、広報、企画の担当を置く。

(役割)

第14条 幹事会は、支部長の指揮を受けて、次の事項を実施する。

- (1) 総会、運営委員会の決議事項に関する事項
- (2) 支部長の指示した事項
- (3) その他運営に関する事項

(会議)

第15条 会議は、幹事長が招集し、必要に応じて、支部長または副支部長の参加を求めることができる。また、支部監事は、必要に応じて、会議を傍聴することができる。

2. 会議の議長は、幹事長または副幹事長がこれにあたる。

3. 幹事長は、会議の内容について、支部長に報告しなければならない。

(事務局)

第16条 幹事会の事務を効率的に処理するために、事務局を設置することができる。

2. 事務局の設置及び運営に関する事項については、支部長が定める。

第6章 災害調査 (職務)

第17条 支部長は、支部区域で発生した災害に対して、調査チームを組織して、情報収集及び現地調査を行うことができる。

2. 支部長は、土砂災害緊急調査細則に定める土砂災害緊急対応委員会から要請があった場合は、調査団員の派遣等を行うものとする。

第7章 研究発表会実行委員会 (設置)

第18条 支部長は、研究発表会実施細則第4条に定められた研究発表会開催の要請をうけ、実施を委任された場合は、研究発表会実行委員会を設置する。

2. 研究発表会実行委員会の設置のための準備、設置されるまでの間の対応は、幹事会が行うものとする。

第8章 文書管理 (公的文書)

第19条 公的文書とは、支部の運営上発信が必要な文書で、かつ支部の代表印を押捺した文書をいう。

(文書の保管)

第20条 公的文書は、発信した文書の控えを幹事長が保管する。

2. 公的文書の保管期間は、原則として発信後2年間とするが、必要な場合は保管期間を延長することができる。

(名簿等の管理)

第21条 支部会員名簿は、必要に応じて、幹事長が本部より提供を受けて、管理する。

2. 支部会員名簿等の取り扱いにあたっては、データの漏えいの防止等のために、必要な処置を講じなければならない。

第9章 会計処理 (金銭の出納)

第22条 支部における金銭の出納、収納および保管は、会計担当の幹事が行うものとする。

2. 支部が管理する預金の出納に使用する印鑑は、支部長の職名を刻した印とし、会計担当の幹事が保管し押印する。

3. 支部運営細則第8条に規定する支部の出納事務担当者には、会計担当の幹事をあてる。

(監査)

第23条 支部監事は、決算時および必要と認められる場合は、支部の会計について監査を行い、文書により支部総会に報告しなければならない。

(会計書類の管理)

第24条 会計書類は、直近2年分を会計担当の幹事が保管する。また、それ以前の分は、本部に保管を依頼する。

2 会計書類の取り扱いにあたっては、滅失、き損の防止等のために、必要な処置を講じなければならない。

第10章 技術委員・研究会

(技術委員)

第25条 支部長は、技術者教育、啓発活動を行うために、原則として、支部に所属する正会員のうちから、技術委員を委嘱することができる。

2. 技術委員の任期は、第5条に定める役員の任期と同等とする。

(研究会)

第26条 支部長は、特定のテーマの調査研究活動を行うために、研究会を設置することができる。

付 則

1. 本運営内規は、平成24年10月1日から施行する。
2. 本運営内規の変更(第4条、第17条)は、平成28年5月12日から施行する。
3. 本運営内規の変更(第22条、第25条、第26条)は、平成29年5月12日から施行する。
4. 本運営内規の変更(第20条、第21条、第24条)は、平成30年5月7日から施行する。
5. 本運営内規の変更(第19条、第20条)は、令和元年5月10日から施行する。
6. 本運営内規の変更(第9条)は、令和2年5月9日から施行する。

功労者に対する感謝状の贈呈について

平成 27 年 6 月 1 日

平成 28 年 4 月 15 日一部改正

関東支部

1. 関東支部長は、支部の発展に顕著な功績があった者、長年継続して役員活動を行い関東支部の振興に寄与した者に対して、感謝状を贈呈することができる。
2. 感謝状贈呈の基準は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 支部役員として、関東支部の発展に顕著な功績があったと認められる者で、運営委員会及び幹事会の推薦を受けた者
 - (2) 支部役員として、5年以上、積極的かつ継続的な役員活動を行い、関東支部の振興に寄与したと認められる者で、幹事会の推薦を受けた者
 - (3) 関東支部の発展に多大な功績があり、支部長が特に必要と認めた者
3. 贈呈時期は、支部役員については、退任後とする。
4. 感謝状の贈呈は、原則として、支部の行事等に合わせて実施する。なお、必要と認められる場合は、郵送等によることができる。
5. 原則として、記念品等の贈呈は行わない。
6. 感謝状の贈呈は、平成 27 年 6 月 1 日から実施する。

(平成 27 年 6 月 1 日 幹事会承認)

(平成 28 年 4 月 15 日 幹事会承認)

感謝状の贈呈の記録

感謝状贈呈は、関東支部の活動へ貢献していただいた方に、関東支部として感謝の気持ちを表わすものです。

| 期日 | 氏名 | 事由 |
|---------------------|--------|---|
| 平成 27 年 6 月 1 日 | 故今野幸喜殿 | 今野氏は、病気療養のために、平成 26 年度末をもって幹事を退任されましたが、平成 21 年度より、会計、Web 管理の担当幹事及び平成 26 年度研究発表会幹事を務められ(国土防災技術)、関東支部の振興に貢献されたと認められますので、幹事会として感謝状贈呈の対象者として推薦いたします。(平成 27 年 6 月 1 日 幹事会承認) |
| 平成 28 年 5 月 12 日 | 浦元啓殿 | 浦氏は、転勤のために平成 27 年度末をもって幹事を退任されましたが、平成 22 年度より、総務担当の幹事及び副幹事長を務められ(日本工営)、関東支部の振興に貢献されたと認められますので、幹事会として感謝状贈呈の対象者として推薦します。(平成 28 年 4 月 15 日 運営委員会・幹事会承認) |
| 平成 28 年 5 月 12 日 | 鵜飼恵三殿 | 鵜飼氏は、関東支部の設立にご尽力されるとともに、平成 18 年 4 月設立後は、平成 21 年度まで 2 期にわたって関東支部長を務められ(群馬大学)、関東支部の発展に多大な功績があったと認められますので、運営委員会及び幹事会として、創立十周年を記念した感謝状贈呈の対象者として推薦します。(平成 28 年 4 月 15 日 運営委員会・幹事会承認) |